

茨城県報 第5901号

昭和46年4月5日

月 曜 日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●青少年に有益な興行(県民室).....	1
●保険医療機関の指定(保険課).....	2
●保険医及び保険薬剤師の登録(〃).....	2
●保険薬局の辞退(〃).....	3
●保険薬剤師の登録まつ消(〃).....	3
●竹島地区土地改良事業の認可(農地管理課).....	3
●共同施行福岡地区土地改良事業の認可(〃).....	3
●加茂東部地区土地改良事業の縦覧(〃).....	3
●上岡地区換地計画の縦覧(〃).....	4
●古徳地区換地計画の縦覧(〃).....	4
●新治村本郷土地改良区の設立の縦覧(〃).....	4
●石岡台地土地改良区の定款変更(〃).....	5
●道路の区域変更(道路維持課).....	5
●道路の供用開始(〃).....	6
●木材業者等の登録(県北農林事務所).....	6
●木材業者等の登録事項の変更(〃).....	6

公 告

●診療報酬点数表の選択(保険課).....	7
●毒物劇物取扱者試験の実施(医薬務課).....	8
●卸売販売業者の定期登録(農業経済課).....	9
●野菜指定産地生産出荷近代化計画(農産園芸課).....	9
●建築許可に関する聴聞(建築住宅課).....	10

告 示

茨城県告示第357号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第6条の規定により、青少年に有益な興行として次のものを推奨する。

昭和46年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直次郎

推奨番号	種類	題 名	製作社名	配給社名
28	映 画	日 本 万 国 博	万 博 協 会	松竹・ダイニチ

茨城県告示第358号

健康保険法第43条の3第1項の規定により、次のとおり保険医療機関を指定した。

昭和46年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科	所在地	開設者又は 代表者	指定申請 の事由
西医 57 46.3.1	菅谷医院	外, 整外, 内, 胃, 皮	西茨城郡岩間町 下郷4425の37	菅谷 浩	新規開設 (病院→医院)
城医 36 46.3.5	蘇原内科医院	内, 小, 胃, 循, 外, 泌, 呼	結城市国府町7527	蘇原 織 吉	再 指 定
取医 18 46.3.5	取手整形外科医院	整外, 皮, 外	取手市栗山甲547	松崎 享 司	〃

歯 科

下歯 24 46.2.21	渡辺歯科医院	歯	下館市丙95	渡辺 博 太	新規開設 (開設者変更)
取歯 9 46.3.15	勝田 〃	〃	取手市台宿180番 9, 10	勝田 義 雄	新規開設
下歯 23 46.3.6	手束 〃	〃	下館市丙85	手束 瑠璃子	再 指 定
高歯 11 46.3.15	横山 〃	〃	高萩市大和町3-36	横山 カツヲ	〃

茨城県告示第359号

健康保険法第43条の5第1項の規定により、次のとおり保険医及び保険薬剤師として登録した。

昭和46年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

氏 名	登録記号番号	登録年月日
水 野 欽 司	茨 医 2790	46. 3. 12
勝 田 義 雄	茨 歯 808	46. 3. 12
鬼 沢 隆 夫	〃 809	46. 2. 16
豊 田 満 佐 子	〃 810	46. 3. 12
片 見 等 三	茨 薬 482	46. 2. 2
栗 田 登 美 枝	〃 483	46. 3. 5

茨城県告示第360号

健康保険法第43条の11第1項の規定に基づき、次のとおり保険薬局を辞退した。

昭和46年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

- 1 保険薬局名称及び指定記号番号 出 川 薬 局 真 葉 7
- 2 辞 退 年 月 日 昭 和 4 6 年 3 月 4 日

茨城県告示第361号

健康保険法第43条の11第2項の規定に基づき、次のとおり保険薬剤師の登録をまつ消した。

昭和46年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

- 1 保険薬剤師氏名及び登録記号番号 出 川 博 子 茨 葉 2 6 9
- 2 ま つ 消 年 月 日 昭 和 4 6 年 3 月 4 日

茨城県告示第362号

昭和45年12月10日付で河間土地改良区から申請のあつた竹島地区土地改良事業については、土地改良法第48条第6項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第48条第8項の規定により公告する。

昭和46年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

茨城県告示第363号

昭和45年12月10日付で東茨城郡御前山村大字中居864番地、小野一見ほか12名から認可申請のあつた福岡地区土地改良事業については、土地改良法第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和46年3月29日認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和46年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

茨城県告示第364号

加茂東部土地改良区が行なおうとする加茂東部地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法第48条第6項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和46年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

1 縦覧に供する書類

加茂東部土地改良区定款の写し

加茂東部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和46年4月10日から昭和46年4月30日まで

3 縦覧の場所 出島村役場

茨城県告示第365号

昭和45年12月25日付で認可申請のあつた上岡土地改良区、上岡地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和46年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和46年4月12日から昭和46年5月4日まで

3 縦覧の場所 久慈郡大子町役場

茨城県告示第366号

昭和46年3月1日付 瓜連発第115号で瓜連町長生天目正から認可申請のあつた古徳地区の換地計画については、土地改良法第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき適当と決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和46年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

1 縦覧に供する書類の名称

古徳地区換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和46年4月14日から昭和46年5月4日まで

3 縦覧の場所 瓜連町役場

茨城県告示第367号

新治郡新治村大字本郷1408番地、小勝英男ほか15名から認可申請のあつた新治村本郷土地改良区の設立については、適当と決定したので、土地改良法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和46年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

- 縦覧に供する書類
新治村本郷土地改良区定款の写し
本郷地区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間 昭和46年 4 月 6 日から昭和46年 4 月 26日まで
- 縦覧の場所 新治村役場

茨城県告示第368号

昭和45年12月15日付で石岡台地土地改良区から申請のあつた定款変更を 3 月 30 日認可した。

昭和46年 4 月 5 日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

茨城県告示第369号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和46年 4 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年 4 月 5 日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

- 道路の種類 県 道
- 路 線 名 明野間々田線
- 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡明野町大字築地字金塚 548地先から	旧	メートル 4.5~11.0	メートル 1,090.0	
真壁郡明野町大字海老江字雷 607地先まで	新	10.5~24.0	980.0	

- 道路の種類 県 道
- 路 線 名 八木岡下江連下館線
- 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下館市大字灰塚字堀向 310地先から	旧	メートル 5.0~7.0	メートル 210.0	
下館市大字灰塚字川端 330—1地先まで	新	7.0~16.5	220.0	

茨城県告示第370号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和46年4月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年4月5日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

- 1 路 線 名 県道 明野間々田線
- 2 供用開始の区間 真壁郡明野町大字築地字金塚548地先から
真壁郡明野町大字海老江字雷607地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年4月5日

- 1 路 線 名 県道 八木岡下江連下館線
- 2 供用開始の区間 下館市大字灰塚字堀向310地先から
下館市大字灰塚字川端330-1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年4月5日

茨城県告示第371号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録したので、同条第3項の規定により公示する。

昭和46年4月5日

茨城県北農林事務所長 身 内 正 太 郎

第4種業者登録

登録番号	登録年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者 氏 名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種
					所在地	名 称	
北農林 第361号	昭和 46. 3. 26	那珂郡那珂町横堀 1811の1	棚井 保	棚井 製 材 所	住所と同じ	前記と同じ	素材生産 材

茨城県告示第372号

茨城県木材業者等登録条例第8条第1項の規定により、次のとおり登録事項を変更したので、同条第2項の規定により公示する。

昭和46年4月5日

茨城県北農林事務所長 身 内 正 太 郎

第4種業者登録

登録 番号	登録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
北農林 第263号	昭和 45. 8. 1	那珂郡那珂町菅 谷4565	代表取締役 笹島 勉	菅谷木材工業 有限公司	住所に同じ	前記に同じ	素材生産 材	変更後
〃	〃	〃	代表取締役 笹島正次郎	〃	〃	〃	〃	変更前
〃 第283号	昭和 45. 8. 1	東茨城郡常澄村 大字六反田 422の1	市村 かつ	市村材木店	住所に同じ	前記に同じ	素材生産 材	変更後
〃	〃	〃	市村 正一	〃	〃	〃	〃	変更前
〃 第31号	昭和 45. 8. 1	笠間市笠間196	太田 祐司	太田製材所	住所に同じ	前記に同じ	素材生産 材	変更後
〃	〃	〃	太田録三郎	〃	〃	〃	〃	変更前

公 告

●診療報酬点数表の選択

昭和46年3月1日現在において指定を受けている保険医療機関が、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年厚生省告示第177号）」に基づき、昭和46年4月1日から昭和47年3月31日までの間に採用する診療報酬点数表の選択の別は次のとおりである。

昭和46年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

1 点数表（甲）を点数表（乙）に変更するもの

指 定 記号・番号	保険医療機関名称	所 在 地	開 設 者
水医 1017	医療法人 日立渚会 大原神経科 水戸診療所	水戸市大工町2-7-14	大 原 ミ ッ
日医 1009	医療法人 日立渚会 大 原 精 神 病 院	日立市水木町2822	〃
古医 1006	医療法人 慈政会 小 柳 病 院	古河市大字古河2066の5	小 柳 桂 子
北茨医1014	医療法人 誠之会 望 洋 荘 精 神 病 院	北茨城市関本町福田1871	広 橋 誠 之
〃 1012	常磐炭礦K.K. 茨城礦業所 神ノ山診療所	〃 〃 八反677	渡 辺 三 郎
〃 1016	〃 中 郷 診 療 所	〃 磯原町大塚1078の3	〃
太医 1002	常陸太田済生会病院	常陸太田市西一町2314の2	川 村 衛

稲医 1006	医療法人 精光会 宮 崎 病 院	稲敷郡新利根村上根本3474	宮 崎 俊 一
---------	---------------------	----------------	---------

2. 上記以外の保険医療機関については従前のおりである。

●毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和25年 法律第303号) 第 8 条第 1 項第 3 号に規定する 毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和46年 4 月 5 日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

試験期日	種 別	及 び 内 容	場 所	願書締切 り 期 日
昭和46年 5月16日	筆記試験	1 毒物劇物に関する法規 2 基礎化学 3 毒物劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。)別表第1に掲げる毒物及び劇物, 特定品目, 毒物劇物取扱者試験にあつては, 規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他取扱方法	常盤女子 高等学校	昭和46年 4月30日
同 上	実地試験	毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物 特定品目 毒物劇物 取扱者 試験にあつては, 規則別表第2に掲げる劇物)の識別及び取扱方法	同 上	同 上

なお、都合により試験期日及び場所を変更したときは、出願者に通知する。

1 受 験 資 格

次に掲げる各号のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 年令18才に満たない者
- (2) 精神病患者または麻薬、大麻、あへん、若しくは覚せい剤の中毒者
- (3) おし、つんぼ、盲または色盲の者
- (4) 毒物若しくは劇物または薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ
り、または執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者

2 提 出 書 類

- (1) 受験願書(別記様式)
- (2) 履 歴 書
- (3) 戸籍抄本

(4) 写 真

手札型(8cm×12cm)正面,上半身無帽で出願前6ヶ月以内に撮影したもので,受験願書と同じ大きさの紙にはりつけ,その台紙に氏名,年齢及び撮影年月日を記入のこと。

(5) 麻薬,大麻,あへん若しくは覚せい剤の中毒者,精神病患者,ろうあ者盲者または色盲でない旨の医師の診断書

3 手 数 料

手数料500円は茨城県収入証紙を受験願書にはり付け納付すること。(消印しないこと。)

4 受験願書等の提出先

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県衛生部医薬務課

5 受験票の受領等について

受験票は出願者あて郵送する。

なお昭和46年5月10日までに受験票が到着しない場合は,上記4受験願書提出先まで問い合わせること。

TEL (0)8111 内線580

●卸売販売業者の定期登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第21条の規定により次の者を卸売販売業者として登録した。

昭和46年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直次郎

登録番号	登 録 年 月 日	営 業 所 の 所 在 地	名 称 又 は 氏 名
茨城県農林 第1号	46.4.1	水戸市三の丸1丁目4番53号	茨城県食糧販売協同組合
// 第2号	"	" 大町2丁目3番26号	茨城米穀株式会社
// 第3号	"	" 梅香町1丁目1番4号	茨城県経済農業協同組合連合会
// 第4号	"	高萩市春日町2丁目40	株式会社茨城炭礦会
// 第5号	"	日立市宮田町3453	日本鉱業株式会社日立鉱業所

●野菜指定産地生産出荷近代化計画

野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第8条の規定に基づき,県西(春レタス)産地について生産出荷近代化計画を樹立したので,同法第8条第1項の規定により次のとおり公告する。

昭和46年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直次郎

- 1 指定産地名 県 西
- 2 指定の種別 春レタス
- 3 指定年月日 昭和44年8月6日
- 4 計画樹立年月日 昭和46年1月31日
- 5 指定産地の区域 総和町, 境町, 岩井町
- 6 作付面積, 生産数量, 出荷数量の目標

(1) 作付面積 生産数量等

年次	項目 田畑	作付面積 (ha)			10a当り生産数量 (kg)			生産数量 (t)		
		田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
現在(44年)			40	40		2,053	2,053		821	821
目標年 (49年)			135	135		2,270	2,270		3,065	3,065

(2) 出荷数量 (生食用)

単位 トン

年次	項目	指定消費地向け	その他県外向け	その他県内向け	合計
現在(昭和44年)		747	37		784
目標年次(昭和49年)		2,535	300	60	2,895

7 近代化施設の導入

事業	項目	事業種目	事業個所数	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	備考
生産近代化施設		トラクター及び付属作業機	1	76	15	総和町
		スプリンクラー	1	70	14	〃

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和46年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直次郎

- 1 聴聞期日 昭和46年4月9日 午後3時
- 2 聴聞場所 水戸市緑町1丁目2-10
- 3 聴聞事項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
原動機を使用する金属のプレス若しくは切断(古物商の増築)

- 4 申請者住所氏名 水戸市緑町1丁目2-10 山崎 忠 次
- 5 建築物構造規模 鉄骨並に木造, 2階並に平家建109.0 m^2 増築 既存250.81 m^2
原動機9.7KW増設 1.5KW既設
- 6 建築物の位置 水戸市緑町1丁目2-10
- 7 敷地面積 733.25 m^2
-

県政の総覧 …… 県民の六法

茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は、昭和45年4月1日から送料とも1カ月300円であります。

ただし、号外等で特に増ページをした場合は、この分の実費を申し受けることがあります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所